

令和 8 年第 3 回岐阜市議会定例会議案

令和 8 年 6 月 11 日

目 次

第50号議案	令和8年度岐阜市一般会計補正予算（第1号）……………	1
第51号議案	令和8年度岐阜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）…	11
第52号議案	岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生）……………	17
第53号議案	岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について（文教）……………	25
第54号議案	岐阜市税条例の一部を改正する条例制定について……………	27
第55号議案	岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について……………	55
第56号議案	岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について……………	75
第57号議案	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について……………	85
第58号議案	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）……………	101
第59号議案	財産の取得について（高規格救急車）……………	103
第60号議案	町の区域の変更について……………	105
第61号議案	令和8年度岐阜市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	111
第62号議案	岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	121

第50号議案

令和8年度岐阜市一般会計補正予算(第1号)

令和8年度岐阜市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,976,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,656,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月11日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		529,643	6,660	536,303
	1 分担金	18,350	6,660	25,010
15 国庫支出金		39,946,963	1,350,475	41,297,438
	1 国庫負担金	31,379,269	306,750	31,686,019
	2 国庫交付金	6,699,701	388,415	7,088,116
	3 国庫補助金	1,780,050	655,310	2,435,360
16 県支出金		15,887,892	71,184	15,959,076
	1 県負担金	10,395,248	7,063	10,402,311
	3 県補助金	4,569,343	64,121	4,633,464

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		3,000,000	216,957	3,216,957
	1 繰越金	3,000,000	216,957	3,216,957
21 諸収入		18,016,045	5,700	18,021,745
	4 雑入	5,803,918	5,700	5,809,618
22 市債		9,549,800	325,500	9,875,300
	1 市債	9,549,800	325,500	9,875,300
歳入合計		200,680,000	1,976,476	202,656,476

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		77,572,511	421,738	77,994,249
	1 社 会 福 祉 費	31,180,449	3,721	31,184,170
	3 生 活 保 護 費	13,142,028	409,000	13,551,028
	4 市 民 協 働 生 活 費	4,581,715	9,017	4,590,732
6 農 林 水 産 業 費		1,477,318	56,814	1,534,132
	1 農 業 費	573,927	5,945	579,872
	2 畜 産 業 費	133,900	1,269	135,169
	3 農 地 費	566,122	49,600	615,722
8 土 木 費		15,615,602	1,497,056	17,112,658
	1 土 木 管 理 費	728,905	9,418	738,323

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	4,057,600	640,165	4,697,765
	3 河川水路費	1,256,140	48,873	1,305,013
	5 都市建設費	5,122,122	211,200	5,333,322
	6 公園費	2,822,880	587,400	3,410,280
9 消防費		7,367,114	868	7,367,982
	1 消防費	7,367,114	868	7,367,982
歳出合計		200,680,000	1,976,476	202,656,476

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
梯 子 車 購 入 費	令和8年度から令和9年度まで	451,000

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
土 地 改 良 事 業 費	25,200	33,300
ぎふ魅力づくり推進施設改修事業費	1,138,900	1,130,700
道 路 橋 梁 改 良 事 業 費	1,354,400	1,440,100
河 川 水 路 事 業 費	402,200	435,000
都 市 建 設 事 業 費	639,600	674,400
公 園 施 設 整 備 事 業 費	394,100	566,400
計	7,857,800	8,183,300

第51号議案

令和8年度岐阜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和8年度岐阜市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ424,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月11日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業収入		381,300	43,000	424,300
	1 国庫支出金	66,350	13,850	80,200
	2 繰入金	175,350	19,150	194,500
	4 市債	53,600	10,000	63,600
歳入合計		381,300	43,000	424,300

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		381,300	43,000	424,300
	1 加納・茶所統合駅周辺 土地区画整理事業費	378,300	43,000	421,300
歳 出 合 計		381,300	43,000	424,300

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
加納・茶所統合駅周辺 土地区画整理事業費	53,600	63,600

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岐阜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改正後	改正前												
<p>別表第1（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">1及び2 削除</p> <p style="text-align: center;">3～8 （略）</p> </div> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 （略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 生活保護法によ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	1～4 （略）	（略）	5 生活保護法によ		<p>別表第1（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">1 削除</p> <p style="text-align: center;">2 <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p style="text-align: center;">3～8 （略）</p> </div> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 （略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 生活保護法によ</td> <td style="text-align: center;">(1) <u>身体障害者手</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	1～4 （略）	（略）	5 生活保護法によ	(1) <u>身体障害者手</u>
事務	特定個人情報												
1～4 （略）	（略）												
5 生活保護法によ													
事務	特定個人情報												
1～4 （略）	（略）												
5 生活保護法によ	(1) <u>身体障害者手</u>												

る保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(4) (略)	る保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>帳情報であって規則で定めるもの</u> (2)~(5) (略)
6・7 (略)	(略)	6・7 (略)	(略)
8 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	8 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) (略) (4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) (略) (6) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u> (7) (略)
9~14 (略)	(略)	9~14 (略)	(略)
15 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永		15 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永	(1) <u>身体障害者手帳情報であって規則で定めるも</u>

<p>住帰国した中国 残留邦人等及び 特定配偶者の自 立の支援に關す る法律による支 援給付又は配偶 者支援金の支給 に關する事務で あつて規則で定 めるもの</p>	<p>(1)~(4) (略)</p>	<p>住帰国した中国 残留邦人等及び 特定配偶者の自 立の支援に關す る法律による支 援給付又は配偶 者支援金の支給 に關する事務で あつて規則で定 めるもの</p>	<p><u>の</u> (2)~(5) (略) (6) <u>生活に困窮す る外国人に対す る生活保護の措 置に關する情報 であつて規則で 定めるもの</u></p>
<p>16 介護保険法に よる保険給付の 支給、地域支援 事業の実施又は 保険料の徴収に 關する事務であ つて規則で定め るもの</p>	<p>(1) (略)</p>	<p>16 介護保険法に よる保険給付の 支給、地域支援 事業の実施又は 保険料の徴収に 關する事務であ つて規則で定め るもの</p>	<p>(1) <u>中国残留邦人 等支援給付等関 係情報であつて 規則で定めるも の</u> (2) (略)</p>
<p>17~22 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>17~22 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>23 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護の措 置に關する事務 であつて規則で 定めるもの</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>23 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護の措 置に關する事務 であつて規則で 定めるもの</p>	<p>(1) <u>住民票関係情 報であつて規則 で定めるもの</u> (2) <u>児童福祉法に よる小兒慢性特 定疾病医療費の 支給又は療育の 給付に關する情 報であつて規則 で定めるもの</u> (3) <u>身体障害者手 帳情報であつて 規則で定めるも の</u> (4)・(5) (略)</p>

(6) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの

(7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金に関する情報であつて規則で定めるもの

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ

る障害児福祉手
当若しくは特別
障害者手当又は
国民年金法等の
一部を改正する
法律附則第97条
第1項の福祉手当
の支給に関する
情報であって規
則で定めるもの

(11) 母子保健法に
よる養育医療の
給付又は養育医
療に要する費用
の支給に関する
情報であって規
則で定めるもの

(12) 児童手当法
(昭和46年法律
第73号)による
児童手当及び子
ども・子育て支
援法等の一部を
改正する法律
(令和6年法律第
47号)附則第13
条第1項の規定に
よりなお従前の
例によることと
された同法第12
条の規定による
改正前の児童手
当法附則第2条第
1項の給付の支給
に関する情報で

				<p><u>あつて規則で定めるもの</u></p> <p>(13) <u>高齢者の医療の確保に関する法律による給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(14) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(15) <u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(18) (略)</p>
		(3) (略)		
		(4) (略)		

24～26 (略)	(略)	24～26 (略)	(略)
27 岐阜市福祉医療費助成に関する条例による福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(5) (略) (6) <u>児童扶養手当法</u> （昭和36年法律第238号）による <u>児童扶養手当の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの (7)～(9) (略)	27 岐阜市福祉医療費助成に関する条例による福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(5) (略) (6) <u>児童扶養手当</u> <u>関係情報</u> であって規則で定めるもの (7)～(9) (略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務とされたこと等に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岐阜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
1～10 （略）	（略）	1～10 （略）	（略）
11 <u>削除</u>		11 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与等に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
12 （略）	（略）	12 （略）	（略）

13 削除		13 母子保健法（昭和40年法律第141号）による <u>養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(1) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの (2) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報</u> であって規則で定めるもの
14～18 (略)	(略)	14～18 (略)	(略)
19 削除		19 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による <u>子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(1) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報</u> であって規則で定めるもの
20～27 (略)	(略)	20～27 (略)	(略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務とされたこと等に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市税条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市税条例の一部を改正する条例

岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 第21条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、所定の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 第21条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、所定の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係</p>

る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第22条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第22条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをい

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。 次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをい

う。次条第5項及び第48条の7第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 次に掲げる者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者 (所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する公的年金等 (以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

う。次条第4項及び第48条の7第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者 (所得割の納税義務者 (合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者 (退職手当等 (第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければなら

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であ

ない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

るものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満た

合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(所得割の課税標準)

第34条 (略)

2 (略)

- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第35条の8において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(寄附金税額控除)

第35条の6 (略)

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(法人の市民税の申告納付)

第42条の8 (略)

す場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(所得割の課税標準)

第34条 (略)

2 (略)

- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第35条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(寄附金税額控除)

第35条の6 (略)

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(法人の市民税の申告納付)

第42条の8 (略)

2 (略)

3 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第57条第1項の欠損金額（同法第58条第1項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第57条第6項又は第8項の規定によりないものとされたものをいう。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第1項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令第48条の11の2第1項で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかった額に限る。

4～19 (略)

(固定資産税の免税点)

第55条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地

2 (略)

3 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第57条第1項の欠損金額（同法第58条第1項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第57条第6項又は第8項の規定によりないものとされたものをいう。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第1項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令第48条の11の2第1項で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかった額に限る。

4～19 (略)

(固定資産税の免税点)

第55条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地

又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第5条の2 (略)

にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第5条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）

を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除す

第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及

る。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、第35条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第17条の3第1項、附則第17条の4第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の2の2第1項又は附則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の

び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第35条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第17条の3第1項、附則第17条の4第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の2の2第1項又は附則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の

納税義務者（次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、前条及び附則第8条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の4及び附則第8条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある

納税義務者（次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第8条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第8条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると

と市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第8条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第8条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

- | | |
|---|---|
| <p>3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> | <p>3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u></p> |
| <p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> | <p>9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> |

11 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14・15 (略)

16 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

15 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18・19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- | | |
|--|--|
| <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しな</p> | <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しな</p> |
|--|--|

ればならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

12・13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定

ればならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12・13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

(4)～(6) (略)

(読替規定)

第17条の2の2 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第147条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と読み替えるものとする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかを別

(4)～(6) (略)

(読替規定)

第17条の2の2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第147条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と読み替えるものとする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規

35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所

(3)～(5) (略)

3 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を

所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をい

いう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に

う。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条（略）

2～4（略）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)（略）

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条（略）

2～4（略）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)（略）

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1

の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規

第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5

定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条

条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

<p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>
---------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正並びに附則第4条の改正及び附則第5条の3の2第1項の改正（「令和20年度まで」を「令和25年度まで」に改める部分及び「令和7年まで」を「令和12年まで」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日
 - (2) 第55条の改正及び附則第6項の規定 令和9年4月1日
 - (3) 第35条の6第2項及び第42条の8第3項の改正並びに附則第5条の4の改正、附則第8条の改正及び附則第18条の2の改正（同条第1項及び第2項中「令和8年度まで」を「令和11年度まで」に改める部分を除く。）並びに附則第4項の規定 令和10年1月1日
(市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の岐阜市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3第1項及び第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の岐阜市税条例（以下「旧条例」という。）第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の岐阜市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場

合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第55条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第10項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 10 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節・第2節（略）	第1節・第2節（略）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第54条—第55条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第54条・第55条）
第4章（略）	第4章（略）
附則	附則

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第9条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第9条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法

又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第10条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第12条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(特定教育・保育の提供の記録)

第15条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定

をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第10条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第12条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(教育・保育の提供の記録)

第15条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定

保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

イ(イ)において同じ。） 57,700円

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目

保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）

57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども

の年長者であるものを除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第23条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (第26条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第9条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(12) (略)

(利用定員の遵守)

第25条 (略)

(虐待等の禁止)

第28条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚

も又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者であるものを除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第23条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (第26条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第9条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)

(8)～(12) (略)

(定員の遵守)

第25条 (略)

(虐待等の禁止)

第28条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設

園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第38条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第7条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第9条第3項及び第10条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第9条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあ

の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第38条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第7条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第9条第3項及び第10条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第9条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあ

るのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第16条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第39条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第7条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

るのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第16条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第39条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第7条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第9条第3項及び第10条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第9条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第16条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章（略）

第1節（略）

第40条（略）

る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第9条第3項及び第10条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第9条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第16条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章（略）

第1節（略）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第44条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第42条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第46条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第42条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第43条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第45条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第43条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第45条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下

「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項、第5項及び第10項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項及び第10項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第40条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2~4 (略)

5 前項第2号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければなら

「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第40条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2~4 (略)

5 前項第2号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

ばならない。

(1)・(2) (略)

6 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

7～10 (略)

(利用者負担額等の受領)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第49条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第53条において準用する第26条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第42条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第50条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めてお

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

(利用者負担額等の受領)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第49条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第53条において準用する第26条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第42条第2項に規定する選考方法を含む。）

(8)～(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第50条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制

かなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)
(利用定員の遵守)

第51条 (略)
(記録の整備)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)
(準用)

第53条 第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第20条から第22条まで及び第26条から第36条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第14条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第17条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第22条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第28条中「各号（幼保連携）

を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)
(定員の遵守)

第51条 (略)
(記録の整備)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)
(準用)

第53条 第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第20条から第22条まで及び第26条から第36条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第14条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもに限る。以下この節において同じ。）について」と、第15条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第17条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第

型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第3節 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、こ

2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第22条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、こ

の章（第40条第3項、第42条第3項及び第43条第2項を除き、前条において準用する第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第20条から第22条まで及び第26条から第36条までを含む。第55条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第42条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第46条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・

の章（第43条第2項を除き、前条において準用する第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第20条から第22条まで及び第26条から第36条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第42条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲

保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第16条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第54条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第40条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項、第42条第2項及び第43条第2項を除き、第53条において準用する第11条、第12条、第14条、第15条、第17

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第16条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

条、第20条から第22条まで及び第26条から第36条までを含む。)の規定を適用する。
この場合において、第42条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第16条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第55条 特定地域型保育事業者(満3歳以上

(特定利用地域型保育の基準)

第55条 特定地域型保育事業者が法第19条第

限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第54条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中

2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3

「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第16条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第16条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（最低基準の目的）</p> <p>第3条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、<u>法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号</u>若しくは<u>第12項第2号</u>の規定により保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定により保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）</p>	<p>（最低基準の目的）</p> <p>第3条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、<u>法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号</u>又は<u>第12項第2号</u>の規定により保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと</p>

の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当

する。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、

該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 (略)

5 前項第2号の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(12) (略)

(小規模保育事業の区分)

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 及び小規模保育事業C型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) とする。

(職員)

第31条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に

引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 (略)

5 前項第2号の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(12) (略)

(小規模保育事業の区分)

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第31条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）によ

応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

る支援を受けることができる体制を確保し
なければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第33条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の

(職員)

第33条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員)

第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の

3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第46条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第49条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所

3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第46条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第49条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所

に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第2号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を

に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第2号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を

設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)とする。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第10条 前2条の規定を適用するときは、保育士(第31条第3項若しくは第4項若しくは第46条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)と、同条第5号中「次号」とあるのは「第50条において準用する第30条第6号」とする。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第10条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例制定について

岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第37条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第37条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6条若しくは第7条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

第8条 前2条の規定を適用するときは、保育士（第37条第3項、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないとした場合の第37条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

第9条 第37条第3項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

第8条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第37条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

(岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び追加表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学級の編制の基準)	(学級の編制の基準)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 1学級の園児数は、 <u>30人以下</u> を原則とする。	2 1学級の園児数は、 <u>35人以下</u> を原則とする。
3 (略)	3 (略)
(職員の数等)	(職員の数等)
第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、 <u>主務保育教諭</u> 又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。	第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。
2 (略)	2 (略)
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。
(略)	(略)
(略)	(略)
備考	備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 （略）

5 第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有す

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 （略）

る者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 (略)

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) (略)

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) (略)

(学校教育法施行規則の準用)

第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条（第4項ただし書

4 (略)

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) (略)

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) (略)

(学校教育法施行規則の準用)

第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条（第4項ただし書

を除く。)、第17条第2項、第19条から第21条まで、第35条第8号、第36条(後段を除く。)並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下「園児」という。)
(略)	(略)	(略)

2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備につ

を除く。)、第17条第2項、第19条から第21条まで、第35条第8号、第36条(後段を除く。)並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
(略)	(略)	(略)

2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備につ

いては「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除

いては「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基

き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第9条 第5条第3項の表備考第5項及び前3条の規定により同表備考第1項に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第10条 第5条第3項の表備考第5項及び附則第8条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

づく教育に従事してはならない。

第9条 前3条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）
第3条 岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(学級の編制)

第5条 認定こども園の満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制しなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として30人以下でなければならない。

(職員の資格)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び第4項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士登録証を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士

(学級の編制)

第5条 認定こども園の満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制しなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下でなければならない。

(職員の資格)

第7条 (略)

2～4 (略)

等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1・2 (略)

3 第7条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4~6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第6条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第7条第5項	第7条第1項の規定により置かなければなら	特定理学療法士等
--------	----------------------	----------

附 則

1・2 (略)

3 第7条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4~6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第6条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

--	--	--

	い保育士登録証を有する者				
附則第3項	第7条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	附則第3項	第7条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>8 <u>第7条第5項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者（同条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>					

（岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年岐阜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）

に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びにこの条例による改正後の岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「設備運営基準条例」という。）第37条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びにこの条例による改正前の岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びに岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びに岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。</p>

する。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びに設備運営基準条例第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びにこの条例による改正前の岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満3歳以上

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)

は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、幼保連携型認定こども園基準条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

6 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例」という。)第6条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施

4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

行日以後においても、なおその効力を有する。

- 7 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例第6条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子どもの数については、第3条の規定による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第58号議案

財産の取得について

次のとおり物品を購入するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

- 1 購入物品 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 購入金額 48,640,520円
- 3 契約の相手方 岐阜市金園町三丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔

第59号議案

財産の取得について

次のとおり物品を購入するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

- 1 購入物品 高規格救急車 2台
- 2 購入金額 32,544,590円
- 3 契約の相手方 岐阜市東興町1番地
岐阜日産自動車株式会社法人営業室
室長 馬場 義幸

第60号議案

町の区域の変更について

岐阜都市計画事業岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、町の区域を別紙調書のとおり変更するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

変 更 の 大 略

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町
吉野町五丁目	住田町二丁目の一部
	金町八丁目の一部

変 更 調 書

町	地 番		
住田町二丁目	22の1から	22の4まで	23
金町八丁目	18	19	20の1から
	20の3まで		
以上の土地を吉野町五丁目に変更する。			

第61号議案

令和8年度岐阜市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和8年度岐阜市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和8年度岐阜市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量(4)を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
イ 下水道整備事業	3,983,684 千円	72,200 千円	4,055,884 千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,528,420千円」を「2,817,339千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」の前に「繰越工事資金 180,747千円、」を加え、「76,826千円」を「267,002千円」に、「13,623千円」を「33,656千円」に、「2,014,309千円」を「1,912,272千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,161,628 千円	72,202 千円	6,233,830 千円
第1項 企業債	4,251,600 千円	42,500 千円	4,294,100 千円
第2項 国県補助金	1,261,868 千円	29,702 千円	1,291,570 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	8,978,969 千円	72,200 千円	9,051,169 千円

第1項 建設改良費 4,990,103 千円 72,200 千円 5,062,303 千円
 (企業債等)

第4条 予算第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、予算第5条中「1,099,500千円」を「1,142,000千円」に改め、同条を第6条とする。

(債務負担行為の追加)

第5条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部プラント 発電機ほか 更新工事費	令和8年度から 令和10年度まで	527,800千円

令和8年6月11日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

令和8年度岐阜市下水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
			千円	千円	千円
1 資 本 的 収 入			6,161,628	72,202	6,233,830
	1 企 業 債		4,251,600	42,500	4,294,100
		1 下 水 道 企 業 債	4,251,600	42,500	4,294,100
	2 国 県 補 助 金		1,261,868	29,702	1,291,570
		1 国 庫 補 助 金	1,261,868	29,702	1,291,570

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
			千円	千円	千円
1 資 本 的 支 出			8,978,969	72,200	9,051,169
	1 建 設 改 良 費		4,990,103	72,200	5,062,303
		3 下 水 道 整 備 費	3,983,684	72,200	4,055,884

令和8年度岐阜市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	304,868
減価償却費	3,829,958
固定資産除却費	48,526
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 640
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	57,246
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,447
長期前受金戻入額	△ 1,667,304
受取利息及び受取配当金	△ 1,125
支払利息	664,993
未収金の増減額 (△は増加)	201,365
未払金の増減額 (△は減少)	△ 205,136
小計	3,238,198
利息及び配当金の受取額	1,125
利息の支払額	△ 664,993
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,574,330
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 4,740,095
無形固定資産の取得による支出	△ 95,648
国庫補助金等による収入	1,844,122

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,991,621
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,294,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 3,988,866</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	305,234
資金増加額（又は減少額）	△ 112,057
資金期首残高	<u>1,842,720</u>
資金期末残高	1,730,663

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支払義務発生額		令和8年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県補助金	企 業 債	そ の 他
中部プラント 発電機ほか 更新工事費	千円 527,800	—	千円 —	令和8年度から 令和10年度まで	千円 527,800	千円 290,290	千円 237,500	千円 10

令和8年度岐阜市下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		7,726,036		
	ロ 建 物	17,242,854			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>6,677,569</u>	10,565,285		
	ハ 構 築 物	151,678,970			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>72,775,990</u>	78,902,980		
	ニ 機 械 及 び 装 置	33,856,974			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>21,714,408</u>	12,142,566		
	ホ 車 両 運 搬 具	19,361			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>16,521</u>	2,840		
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	169,254			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>120,711</u>	48,543		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>550,168</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			109,938,418	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		3,195,596		
	ロ ソ フ ト ウ ェ ア		12,271		
	ハ 電 話 加 入 権		<u>217</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			3,208,084	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ 出 資 金		<u>3,500</u>		

投資その他の資産合計		<u>3,500</u>	
固定資産合計			113,150,002
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,730,663	
(2) 未収金	738,670		
貸倒引当金	<u>14,205</u>	<u>724,465</u>	
流動資産合計			<u>2,455,128</u>
資産合計			<u>115,605,130</u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>45,241,833</u>		
企業債合計		45,241,833	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>619,027</u>		
引当金合計		<u>619,027</u>	
固定負債合計			45,860,860
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,822,069</u>		
企業債合計		3,822,069	
(2) 未払金		487,218	
(3) 引当金			

イ 賞 与 引 当 金	<u>71,375</u>		
引 当 金 合 計		71,375	
(4) 預 り 金		<u>11,480</u>	
流 動 負 債 合 計			4,392,142
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		85,857,367	
収 益 化 累 計 額		<u>39,865,431</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>45,991,936</u>
負 債 合 計			<u>96,244,938</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			15,261,908
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	2,276,716		
ロ 県 補 助 金	65,685		
ハ 一 般 会 計 補 助 金	228,149		
ニ 工 事 負 担 金	53,238		
ホ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>67,037</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		2,690,825	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	678,929		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>728,530</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,407,459</u>	

剩 余 金 合 計	<u>4,098,284</u>
資 本 合 計	<u>19,360,192</u>
負 債 資 本 合 計	<u>115,605,130</u>

岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月11日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岐阜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）下水道事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 処理人口 <u>338,200人</u></p> <p>ウ 1日最大処理水量 <u>214,900立方メートル</u></p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）下水道事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 処理人口 <u>358,700人</u></p> <p>ウ 1日最大処理水量 <u>216,200立方メートル</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

下水道事業の変更認可に伴い、この条例を定めようとする。